

平成27年9月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 平成27年10月 8日(木) 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時56分

場所 第5委員会室

出席委員 新井一徳委員長

新井豪副委員長

浅井明委員、内沼博史委員、中屋敷慎一委員、宮崎栄治郎委員、鈴木聖二委員、
山根史子委員、畠山稔委員、美田宗亮委員、権守幸男委員、松坂喜浩委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]

立川吉朗産業労働部長、加藤和男産業労働部副部長、

渡辺充産業労働部雇用労働局長、正能修一参事兼産業支援課長、

板東博之産業労働政策課長、岡田逸夫商業・サービス産業支援課長、

村瀬泰彦先端産業幹、新里英男企業立地課長、目良聡金融課長、

今成貞昭観光課長、斎藤和也勤労者福祉課長、三宅瑞絵就業支援課長、

野尻一敏ウーマノミクス課長、堀口幸生産業人材育成課長

黒澤治労働委員会事務局長、

發知和弘労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]

中野晃公営企業管理者、井上桂一企業局長、吉田正管理部長、

久保田広志水道部長、前沢幸男総務課長、西岡利浩財務課長、

鈴木柳蔵地域整備課長、相馬正治水道企画課長、矢口正道水道管理課長、

大嶋靖之主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第93号	平成27年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)のうち産業労働部関係	原案可決
第94号	平成27年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

1 産業労働部関係

有効求人倍率と雇用状況について

2 企業局関係

緑ゆたかなメモリアルガーデンの整備について

【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

権守委員

- 1 プロフェッショナル人材戦略拠点の設置に当たって、規模としてどのぐらいの人数のスタッフを予定しているのか。また、担当者はどのような経験を有した者を予定しているのか。
- 2 先ほど説明があった、人材ビジネス事業者について、どのように事前登録を行うのか。
- 3 埼玉県産業振興公社の既存事業と重複するところはあるのか。期待される効果は何か。

産業労働政策課長

- 1 マネージャー1名、サブマネージャー2名、アシスタント1名の4名を予定している。マネージャーは経営者にその企業の新たな成長戦略を促して人材活用を働き掛けていく役割を担うので、そのための経験と知識を持った者を経済団体と協力しながら選任をしたいと考えている。サブマネージャーはマネージャーを補佐する役割で、マネージャーの意向を踏まえて決定する。
- 2 人材ビジネス事業者については広く公募するが、どのようなサポートができるのか、人材のサポート状況等を確認して登録する。
- 3 埼玉県産業振興公社には、企業OB等のシニア人材の活用を行うシニアサポーター登録制度があり、平成27年8月で289名の登録がある。なお、この事業はシニアを対象としたものである。一方で今回提案した事業は、ミドルを含む年齢層で経営者とともに経営・企業戦略を進めていく人材をあっせんするものである。

権守委員

プロフェッショナル人材戦略拠点の主たる業務は、登録数を増やすことになるのか。

産業労働政策課長

公社の既存事業であるシニアサポーター登録制度では人材登録を行っているが、今回の事業では人材登録の仕組みはない。マネージャーが企業に足を運んで、県内の中核的企業に出向き、人材ニーズの掘り起こしを行うもので、従来のやり方とは異なる。

内沼委員

- 1 中小企業とマッチングさせる中で、支援する企業はどのように選定するのか。企業から応募するのか、それともマネージャー等が出向くのか。
- 2 今までも人材マッチング支援を行ってきたと思うが、従来の事業とこの事業の違いは何か。今までやってきた成果はどのようなものか。また、今回の事業ではそれにプラスしてどのような成果を生むことができるのか。

産業労働政策課長

- 1 中小企業の選定方法については、2つ想定している。金融機関や商工団体の協力を得て県内企業に周知した上で、企業から応募がある場合と、金融機関と連携して情報を収集して、頑張っていたきたい中核的な企業にこちらから積極的に働き掛ける場合を想定している。

2 従来の事業では、働く側を意識してきた。例えば、シニア人材についての事業では、今までの知識や経験を生かしてもらうことで、経済の活性化につなげていくというものであった。今回の事業は、人材を活用する経営者の視点で支援するものである。

内沼委員

これから起業する方も支援の対象となるか。

産業労働政策課長

新たに起業する方については、この事業の対象として想定はしていない。公社には既に創業支援やよろず相談拠点などもあるので、一番ふさわしいところで支援する。

山根委員

- 1 地元中小企業からは、高度人材よりも日々の一般業務のための従業員の確保が大変であるという声を聞くが、高度人材に対するニーズもあるのか。
- 2 どのような業種の企業を対象とするのか。
- 3 人材の紹介を受けるに当たり、企業側の負担はあるのか。

産業労働政策課長

- 1 専門技術が不足していたり、今の人材だけでは新しい分野への進出が難しい場合など、人材を育成するには時間もかかるため、外部から優秀な人材を確保したいというニーズがあると考えている。
- 2 業種は限定していないが、先端産業に参入しようとしている企業や高い成長目標を掲げて経営革新に取り組む企業など広く想定している。
- 3 国の委託内容は、企業の人材ニーズを人材ビジネス事業者へ情報提供することであるので、その後の人材ビジネス事業者と企業との人のマッチングに係る経費は、個々の企業の負担となる。

中屋敷委員

事業の対象とする企業の規模は関係ないのか。説明を聞いていると伸びようとしている企業のみを支援するように聞こえる。県内企業の88%が小規模企業であり、困っている企業もあると思う。勢いのある企業は支援して、困っている小規模企業は諦めるような体制では困る。考えを伺いたい。

産業労働政策課長

県としては小規模企業に対する支援に重点を置いている。国は本事業を地方創生の一環として位置付けており、どちらかと言えば、首都圏にある埼玉県は余り想定されていない。地域に人を戻すためには、地域の企業で働ける場所を多く作る必要がある。そうした地方の企業の活性化を大きな目標としている。埼玉県には多くの企業があり、また、転職に伴う転居や子供の教育といった問題が少なく、優秀な人材を確保しやすい。先端産業等の成長が見込める企業に対して、国の事業を活用して支援するものである。

中屋敷委員

国の事業を埼玉県の考え方で実施するということがか。

産業労働政策課長

国の事業の枠組みをうまく使って、埼玉県を活性化しようとするものである。

浅井委員

プロフェッショナル人材とプロフェッショナル人材戦略拠点のマネージャーが意見交換をする場はあるのか。

産業労働政策課長

プロフェッショナル人材は個々の企業に雇用されるため、マネージャーと直接接触することは基本的にはないと考えている。人材ビジネス事業者を通じて個々の企業に紹介するので、プロフェッショナル人材と人材ビジネス事業者が接触する際に同席することはある。どのような人材が良いか、人材をどのように活用するかは、個々の企業の判断となる。

浅井委員

人材ビジネス事業者がプロフェッショナル人材を企業にマッチングする際に、調整できる人がいた方が望ましいと思うが、対応は何か考えているか。

産業労働政策課長

この事業は特定の技術を企業に紹介するものではなく、企業に紹介した人材を雇用してもらうものである。経営者が技術は持っているがふさわしくない人材だと考えた場合は、マッチングは不成立になる。当然、人間関係等の問題も出てくると考えているので、採用後、必要に応じて人材ビジネス事業者とマネージャーがフォローアップを行う体制を構築することを考えている。

畠山委員

- 1 事業はいつまで継続するのか。国の財源はいつまでなのか。
- 2 支援する企業はどのくらいあると想定しているのか。
- 3 県で進めている商工会議所等による中小企業の支援とは対象は異なるのか。
- 4 どのように人材活用を啓発していくのか。

産業労働政策課長

- 1 12月1日からプロフェッショナル人材戦略拠点をオープンしたいと考えている。事業期間については国から5年間実施する予定であるとの説明を受けている。
- 2 新たな人材を雇用し、かつ、新たな事業を展開できるある程度の規模の企業を想定している。具体的な数字はないが、県内には売上10億円以上の企業が1,200社程度あるので、このような層が対象になると考えている。
- 3 商工団体の中にもこの事業を活用したいという企業もあると思う。商工団体にも周知して、支援を受けたい企業があれば支援していきたい。
- 4 金融機関や商工団体にも事業を周知するとともに、セミナー等の開催により人材活用の重要性を広く一般の企業に周知したい。

畠山委員

プロフェッショナル人材戦略拠点はどこにどのくらいの規模で設置するのか。

産業労働政策課長

産業振興公社内に設置する。また、国の委託により各県に1か所拠点を置くとされている。更に広げるかは国の予算によるが、現在のところ産業振興公社で県内全てをカバーできるように考えている。

宮崎委員

この事業は、まち・ひと・しごと創生として国が進めるもので、地方に人を移動させて活性化させることの一環だと思う。これから策定する埼玉県版のまち・ひと・しごと創生総合戦略と連携していると思うが、具体的にどのくらいの支援を考えているのか。

産業労働政策課長

4人の活動で回ることができる企業には限りがある。今年度は70社を想定しているが、経営者から人材ニーズを引き出して、どのように経営を変えていくのかなど、情報を聞き取って支援を行うので、大きな数字にはならない。

【付託議案に対する質疑（企業局関係）】

山根委員

- 1 これまで企業局ではラオス以外の国でも水道事業への支援を行ってきたと聞いたが、今回のラオスに対する支援と内容に違いはあるのか。また、効果の検証は行われているのか。その効果をどのようにこの事業に反映させるのか。
- 2 今回の支援は、なぜラオスで行うのか。
- 3 この事業を行うことのメリットについてはどう考えているのか。

総務課長

- 1 企業局ではこれまでタイにおいて、設備の保守点検の方法や業務マニュアルの作成などの支援を行ってきた。そうした支援により現地の職員がマニュアルを作るようになり、更に自ら改善計画を作ることができるようになってきている。この成果を踏まえ、ラオスでも同様の支援を行う予定である。
- 2 ラオスでは、もともとさいたま市が主体となってJICAの水道プロジェクトを実施しており、企業局では平成24年度から職員を派遣し、協力してきた。さいたま市の支援は水道の全体計画の策定支援等を行っているが、浄水場の管理運営の技術支援は行っていない。今回ラオス政府から企業局に対して、浄水場の管理運営技術の支援要請があったことから、本事業を行うこととなった。
- 3 メリットは大きく3点ある。1点目は、国際貢献活動を通じて、我が国の優れた水道技術をアピールできることである。2点目は、現地機関との関係強化を図りながら、県内企業の参入余地を探ることができることである。3点目は、企業局職員の能力向上が期待できることである。現地で指導を行うに当たっては、知識や技能はもとより、リーダーシップや調整力、日本の常識が通じない中での柔軟な発想などが求められる。現地での指導体験は、今後、水道職員として、厳しい経営環境を乗り越えていく上で大きな力になると考える。

内沼委員

- 1 ラオスからの要請はラオス政府から直接あったのか、それともJICAを通してあったのか。

- 2 職員の派遣人数は何人か。また、水質計器を購入するとのことだが、どのようなものでどのように積算しているのか。
- 3 埼玉県や県内企業をこの機会を生かして積極的にPRしてはどうか。

総務課長

- 1 ラオス政府から直接要請があり、JICAの事業に応募し、採択されたものである。
- 2 派遣人数は1チーム3人と考えている。今年度は事前調査として3人を派遣し、来年度は本格実施ということで、1チーム3人を3地域に派遣する。派遣期間は1回当たり、2週間から3週間派遣することを想定している。年間9人で3年間で27人、事前調査の3人を含めると、延べ30人となる。次に、水質計器については、残留塩素計、濁度計及びPH計を各地域1台ずつ、それぞれ3台購入で合計9台購入予定である。金額は残留塩素計が1台約8万円弱、濁度計が約27万円、PH計が約8万円弱と積算している。
- 3 機会を生かして積極的にPRし、県内企業の販路拡大につなげていきたい。

内沼委員

- 1 これから3年間にわたってラオスに対する支援に取り組むということだが、毎年度予算立てするのか。全体ではどのくらいになるのか。
- 2 ラオス政府から要請があったとのことだが、埼玉県の技術力が高いということか。

総務課長

- 1 毎年度予算化していく。3年間の総事業費は約4,200万円である。

水道部長

- 2 全国的に浄水処理の仕組みは同じであるので、技術力を比較することは難しいが、埼玉県の職員は県民の皆様に毎日安全な水を供給するため日々鍛錬し、技術を向上させている。

宮崎委員

さいたま市のプロジェクトも今回の支援と同じラオスの3県で行っているとのことだが、ほかの自治体も行っているのか。3県以外は、どのような状況であるのか。

総務課長

さいたま市のプロジェクトはこの3県を対象にしており、それに本県に加えて、横浜市や川崎市もこのプロジェクトに職員を派遣している。ラオスではこの3県以外でも小さなプロジェクトは行われているのかもしれないが、大きなものはないと認識している。

水道部長

この3県以外では、アジア開発銀行のスモールタウンプロジェクトにより、井戸の開発や、小規模浄水場への支援が行われていると聞いている。

権守委員

ラオスの水道普及率は約2割と聞いているが、この事業を行うことで、どの程度上がるのか。

総務課長

ラオスの水道普及率は低く、26.7%と聞いている。普及率の向上はさいたま市が得意とする末端給水によるところが大きい。企業局はその前段階の河川水を浄化し末端給水へ送り出す浄水場に対する支援を行うものである。

水道部長

2008年のデータであるが、ラオスでは都市部の水道普及率は67%程度である。水質の改善といった支援を行うことで、ラオスにおける安定的な水の供給に貢献できると考える。

浅井委員

- 1 ラオスに技術者を派遣する際、派遣する技術者に対して、現地の状況等について予備知識を持たせるための研修は行うのか。
- 2 ラオスから埼玉県に支援要請があった理由をどう分析しているのか。

総務課長

- 1 現在、さいたま市のプロジェクトに協力して技術者を派遣していることから、今後派遣される職員との引継を通じて必要な情報を伝えていきたい。
- 2 さいたま市のプロジェクトに参加する中で県に対するラオスの信頼が得られた。浄水場の管理運営は県の得意分野だと認識されたことが今回の要請につながったものと考えている。

浅井委員

埼玉ラオス友好協会が20年前ぐらいに立ち上げられてから、県とラオスは良好な関係が続いている。ラオス国民は県に対して非常に友好的である。支援に当たっては、自信を持って本県のすばらしさを発揮してもらいたいと考えるが、いかがか。

総務課長

ラオス国民の期待と信頼を裏切らないよう頑張っていきたい。

畠山委員

- 1 浄水場の運転を支援し、水質の改善を行うとのことだが、ラオスの水質はどのような点が問題なのか。
- 2 支援の内容は、マニュアルの作成が中心であるのか。
- 3 ラオスには雨季と乾季があると思うが、乾季の水不足の状況はどうか。
- 4 JICA事業として3年間行った後は支援を継続していくのか。

水道部長

- 1 ラオスでは、人口増加のため慢性的な水不足が生じているため浄水場で処理しきれず、濁った水を送水しているような状況である。
- 3 ラオスでは雨季と乾季がある。今年の乾季はメコン川の水が減り、一部濁水の状態であると聞いている。また、雨季については降水量が多く、メコン川の水の濁度が高い。こうした点において県の水道技術が生かせると考えている。

総務課長

- 2 支援内容については、業務マニュアルの作成や設備の保守点検の方法、それらに関する手順書の作成などが中心となる。
- 4 要請があれば協力していきたいが、この事業は全額JICAの資金を活用して行うもので、企業局の負担はない。したがって、要請があった時点でどのようなスキームであれば協力が可能であるか、検討していきたい。

宮崎委員

さいたま市のプロジェクトの参加者から衛生環境が悪く、職員の健康管理に注意しなければならないと聞いたことがある。職員の健康面にどのように留意するのか。

総務課長

派遣する職員には予防接種を行い、事前に健康管理上の留意点を伝えるなど、健康管理に万全を尽くしていく。

新井（豪）副委員長

今後、ほかの地域でもこのような支援を行っていく予定はあるのか。

総務課長

ほかにも要請は来ているが、企業局の職員数も限られるので、重要度を考えながら最善の選択をしていきたい。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（有効求人倍率と雇用状況について）】

内沼委員

平成27年8月の有効求人倍率は本県が0.86倍、全国平均が1.23倍で、本県は5か月連続で最下位である。本県の就業地別有効求人倍率も1.05倍で42位である。現在の雇用状況をどう考えているのか。

就業支援課長

県が昨年度に行った調査では、県内企業からは人手不足であるという声が多い。有効求人倍率は、ハローワークに届出された求人及び求職情報で算出しているが、ハローワークを利用した就職は、本県では2割程度であり、残り8割は民間広告等により就職している。このことから、就職者の8割が含まれない有効求人倍率は、雇用実態を反映していないと考えている。

内沼委員

有効求人倍率は、全国的に統一された指標である。間違っているから参考にしないというのではなく、国に対して新たな指標を要望するべきではないか。

就業支援課長

新たな指標が必要と考えている。全国平均でもハローワークを利用した就職は2割から2割5分程度であり、多い県でも5割程度である。全国でならしても本県とそれほど大きく状況が変わるわけではなく、民間広告やインターネットが活用されている。そうした新しい時代にあった雇用情勢を表す指標を作ることを、今後、国に要望していきたい。

内沼委員

今は、新しい指標はないのか。

就業支援課長

全国的に統一された指標はないので、県独自に算出してみた。本県が就業地であっても、東京都で一括求人した場合に東京都に求人が計上されることの補正、都県を越えて就職する人数の補正、民間求人の補正等を行った。試算を行った結果、県の有効求人倍率は、2.65倍程度はあると考えている。

内沼委員

東京都で一括求人した場合に東京都に求人が計上されることは知っている。それは、千葉県、神奈川県も同様であるにも関わらず、本県の順位は、千葉県、神奈川県よりも低い。県民などから見ると、本県の雇用状況に不安を感じさせる。県として対応する必要があるのではないのか。

就業支援課長

有効求人倍率が全国最下位となったことを受けて、埼玉労働局とは協議を行い、有効求人倍率の改善について、7月に産業労働部長名で埼玉労働局長あてに文書で申し入れを行った。これを受けて、埼玉労働局でも、正社員求人の確保等を行う「正社員就職強化期間」を、全国より前倒しし、8月から実施することとした。県からは、ハローワーク所長自ら企業訪問すること、求人開拓の進行管理を徹底すること、パート求人等も確保することなどを申し入れた。埼玉労働局では8月に「さいたま地元企業応援プラン」を打ち出し、求人開拓から、マッチング、職場定着支援を行い、ハローワーク利用促進を強化した。県では、引き続き、埼玉労働局と連携し、有効求人倍率の改善に努めていく。

内沼委員

県では、佐賀県とともに、平成24年からハローワーク特区を実施している。その実績は、目標を達成し順調であると聞いている。ハローワーク特区の取組は、有効求人倍率に反映されないのか。

就業支援課長

ハローワーク特区では、求人開拓は行っておらず、就職のマッチングを行っている。企業が求人を行いたい場合は、ハローワークの本所へ行く必要がある。

内沼委員

ハローワーク特区の取組が、有効求人倍率に結び付かないことは違和感がある。今後どのように、ハローワーク特区を発展させていくのか。

就業支援課長

ハローワーク特区は、1つのハローワークの管内で実施するものと定められており、県では、ハローワーク浦和の管内で実施している。ハローワークは県内で15か所あるが、ハローワーク特区を行っているのは、15分の1となる1か所である。県では、全てのハローワーク業務の移管を希望しているが、まずは身近な就職のマッチングを特区で実施している。閣議決定では、当初、ハローワーク特区は3年間の予定であったが、その後、閣議決定が変更され、現在、期限は明示されていない。全国知事会では、6月30日にハローワーク特区の成果検証結果を国に提出し、9月から内閣府で成果検証が始まっている。全国知事会では、ハローワーク特区の拡大・充実を要望している。県でも、全国知事会とともに国に働き掛けていく。

浅井委員

有効求人倍率を上げ、雇用を増やしていくためには企業に対する支援も必要である。埼玉県は、交通の利便性が高く都心からも近く企業立地条件が整っている。今後、更なる企業誘致策はあるのか。

企業立地課長

今月末に圏央道の県内開通が予定され、交通の利便性が更に高まっている。県では平成17年1月から本格的に企業誘致を開始し、平成27年6月までに813件の立地をいただき、計画ベースの新規雇用数は27,495人、1社当たり33.8人となっており、誘致活動が雇用につながるものと確信している。企業誘致については、これまでチャンスメーカー埼玉戦略Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに基づいて進めてきたが、来年3月に現在の戦略期間が終了する。来年度以降も新たな戦略を策定したいと考えているが、その中で埼玉の立地優位性をPRし、1社でも多くの企業を誘致できるよう考えていく。

浅井委員

企業誘致に詳しい方に伺ったところ、埼玉は都心に近く、交通の利便性が非常に高く、今後の企業立地の伸びしろが大きいとの分析をされていた。新たな戦略を検討中とのことだが、どのような戦略であるのか。

企業立地課長

企業を訪問して、経営者の方からお話を伺うと、県の立地優位性の評価は高く、今後も立地の可能性が高いと認識している。現在、270件以上の立地ニーズをいただいております、これらを1件でも多く企業誘致につなげていくが、中でも、埼玉経済に、よりインパクトを与える企業を誘致していきたい。現在、県でプロジェクトを進めている先端産業や、交通の利便性から多く立地いただいている流通加工業についても、投資額や雇用数も意外に大きいことから誘致を進めていきたい。次期戦略が県経済を活性化できるものとなるよう検討していきたい。

雇用労働局長

内沼委員から話があった有効求人倍率にかわる新たな指標については、今後、国に要望していく旨の発言をしたが、既に、埼玉労働局長に申入れを行っている。引き続き、厚生労働省と埼玉労働局に働き掛けていく。

【所管事務に関する質問（緑ゆたかなメモリアルガーデンの整備について）】

中屋敷委員

緑ゆたかなメモリアルガーデン整備事業については、6月定例会の一般質問に対して、公営企業管理者から、今後、詳細に事業内容を詰めていくと答弁があった。本定例会で報告があるかと期待していたが報告がなかった。企業局では、本事業による民間や県内企業への影響をどのように精査したのか。

地域整備課長

墓地を取り巻く実態を把握するため、墓地需要、県民ニーズ並びに墓地の経営主体となる市町村及び宗教法人の整備・計画状況を詳細に調査し、分析や取りまとめを行っている。

具体的には、墓地需要及び県民ニーズについて、インターネットや郵送により40歳以上の県民に対して調査を実施して分析しているところである。市町村や宗教法人に対しては、墓地の整備状況、空き状況、今後の整備が難しいと感じている理由を回答してもらい、分析を行っている。

中屋敷委員

墓地行政の権限は市町村に移譲されているが、なぜ県が主導的に行う必要があるのか。低所得者対策という問題も含めて、市町村を支援するという形での事業展開も一つの考え方ではないのか。

地域整備課長

墓地の整備主体は一義的には市町村や民間であると認識している。県が行う場合はあくまでも補完である。補完であっても一部分の補完であるという認識から、墓地整備の検討を始めた。市町村アンケートの結果、ある市町村の公営墓地では地元住民を対象としているために小規模となり、事業採算性の確保やまちづくりの観点から支障が生じているとの声もあった。県内全市町村へのアンケート結果を詳細に分析していきたい。

中屋敷委員

県がどうしても事業主体としてやらなければならない事業なのか。企業局として、今後どのように事業を展開していくのか基本的な考え方を聞きたい。

公営企業管理者

私は4月に公営企業管理者に就任した。去る2月定例会の予算特別委員会において行われた事業の執行に対する附帯決議を踏まえ、中立的な意識で整備の可否を検討している。なお、需給のギャップが30年で37万体和聞いてその詳細を聞いてみたが、かなり大雑把なところもあった。検討に当たって追加調査を行っているが、多方面にわたるため、9月定例会では結果を報告できなかった。近日中に調査結果をもとに、私のところで意見交換をする。県が市町村を補完や支援する必要があるのか、支援する場合の主体は企業局なのかも含め、データを集めて判断したい。

中屋敷委員

慎重にあらゆる角度から検討していることはありがたい。墓で商売しないようにしてもらいたい。協議が良い方向にいくことを期待したい。委員長宛てでよいので、しっかりと

した報告をしてもらいたい。

鈴木委員

私は昨年度も当委員会に所属していたので、以前にもこのような議論は聞いていた。何万体を処理しなければならないニーズがあるから作るという発想が問題である。いろいろな議論の中で「単なる遺骨の処理場」というフレーズが記憶に残っている。そうなるのであれば、市町村を県が支援していくべきであり、大々的に県が墓地整備をする必要はないのではないか。そもそも県で事業を発案した経緯はどのようなものであるのか。

地域整備課長

平成25年度に、産業団地以外の事業展開について検討を開始した。他県の事業や市町村の事業を含めて調査し、墓地事業を検討結果としてまとめた。その後、平成26年度には県営メモリアルガーデンの調査費を計上し、検討を深めたものである。

鈴木委員

事業を実施すれば都道府県としては先駆けの事業になると思う。先駆けの事業というのは、はつらつと夢のあるものだと思うが、唐突に出てきたように思う。慎重に議論しながら進めてほしい。分析中の調査結果を待ちたい。(意見)

新井(豪)副委員長

- 1 墓地事業は東京都を除く道府県では初と聞いている。この事業のモデルとなった墓地はあるのか。
- 2 公園の墓地は、宗教・宗派は不問と聞いている。今回のイメージ図では墓石を持たないタイプの墓地が多いようだが、仏教式を排除したものとならないか。政教分離という課題をクリアするためかなり制限がかかると思うが、どう考えているのか。

地域整備課長

- 1 横浜市営のメモリアルグリーンを参考とした。
- 2 昨年度、有識者検討委員会に宗教界や墓地経営者にも参加してもらって検討した。どなたでも入れるように募集の制限を掛けない墓地として整備を検討している。